

議案第 2 4 号

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正し
ようとする。

平成22年 3 月 8 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成元年 3 月天理市条例
第11号）の一部を次のように改正する。

別表医師手当の項中「100分の50」を「100分の60」に改め、同項の次に次
のように加える。

救急勤務医手当	1 件	2,000円	休診日又は夜間において、救急搬送された、又は時間外に来院した患者(以下「救急患者」という。)の診察等の業務に従事した医師(入院させる業務に従事した場合の救急勤務医手当の支給を受ける医師を除く。)
	1 件	10,000円	救急患者を診察し、入院させる業務に従事した医師
	1 件	10,000円	救急患者を手術するため、その者の勤務時間外に呼出しを受け、勤務に至った医師
分娩手当	1 件	5,000円	分娩の業務に従事した産婦人科医師及び助産師

別表清掃勤務手当の項を削り、同表し尿収集処理等手当の項及びごみ収集処理手当の項中「(清掃勤務手当の支給を受ける職員を除く。)」を削り、同表下水道清掃手当の項を削る。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。